

契約条項（役務）

（ H27.4）

国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により請負契約を締結する。

- 第1条 乙は、仕様書等に基づき責任をもって業務を遂行するものとする。
- 2 契約書等契約関係の書類に明記されていないことで、取引上の慣行に属する事項、又はこの契約関係について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を独立行政法人森林総合研究所会計事務取扱要領（13森林総研第57号）第31条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。
- 第3条 乙は、業務遂行上必要な機械器具、消耗品等を負担するものとする。ただし、仕様書等に記載するものは除く。
- 第4条 甲は、必要ある場合には事業内容を変更し、又は中止することができる。
- 2 前項の場合、期間又は請負契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して別途定めるものとする。
- 第5条 甲は、乙が乙の責に帰する事由により履行期限内に業務を完了することができない場合は、乙に対し遅滞金を請求することができる。ただし、当該遅延の理由が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。2 前項の遅滞金は契約金額に履行期限の翌日から起算し、甲による業務完了の検査に合格した日までの期間につき、年5.0%に相当する額とする。
- 第6条 乙は、業務上の行為により甲及び第三者の施設・器物等を滅失又は損傷したときは、ただちに甲に通知するとともに原状に復し又は代品を納入しもしくはは損害について賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるとき、又は乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、甲が負担するものとする。
- 第7条 乙は、業務が完了したときは速やかに業務完了報告書を作成のうえ成果品等を甲に提出し、その検査を受けなければならない。
- 2 検査に合格した場合には、甲は成果品等の引き渡しを受けたものとする。
- 3 検査に合格しない場合には、本契約の期間又は甲の指定する期間内に甲の指示に従い、乙の費用をもってこれを訂正しなければならない。
- 4 甲は、検査にあたり必要があると認めたときは、乙の立会いのうえ現地検査

することができる。

第8条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、所定の手続きにより代金を請求できる。

第9条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して、40日以内（以下「約定期間」という。）に請求代金を支払わなければならない。

第10条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率（遅延日数1日につき年2.9%の割合）で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。